

独占禁止法コンプライアンス・マニュアル

一般社団法人日本珐瑯工業会の会員が安心して団体活動に参加するために、会員が守らなければならないコンプライアンスをマニュアル化する。

日本珐瑯工業会の会員は次の事を守らなければならない。

1. 会員は同業他社同士が参加しているため、会合、懇親会等では、価格又は数量、取引に係る顧客・販路、供給のための設備等、重要な競争手段に関する事項に触れないこと。

当該事項に係る話題が出た場合には直ちに会合を中止するとともに、その旨を会長及び出席していた会員に通知する。

また、あらかじめ会合で使用する議題、資料等について事務局員が必ず確認し、会合の議事録を作成し、保管する。

2. 統計業務は、客観的な情報を収集し、会員、関連産業、消費者等に供給する活動であるため、統計業務に携わる者は事務局とし、会員の事業活動における重要な競争手段に関係する情報の作成・提供を行わない。また、会員によるデータの提供は任意であり、強制しない。なお、統計データは顧客・需要者を含め広く提供する。

3. 当工業会が自主的な基準・規約等に適合することの認証・認定を行う場合、その活動が、市場の競争手段を制限し需要者の利益を不当に害することなく、事業者間で不当に差別的なものであってはならない。また、その活動は、社会公共的な目的に基づいて合理的に必要とされなければならない。さらに、その活動は、会員の任意の判断に委ねられ、強制してはいけないし、正当な理由がなく制限してもいけない。

なお、この認証・認定の利用については、非会員にも解放されるべきであるが、その活動に要する費用等の合理的な負担を非会員の利用者に求める。

以上

制定：2018年3月8日